



山林の相続

会員 松平 久子 (41期)

シイタケの原木1本500円、杉の苗木1本143円(25本単位)とか、農作物を守る画期的な新商品「オオカミのオシッコ」(粉末で一箱10,290円)の広告が掲載されたS森林組合の「森の通信」が年に2回自宅に届く。オオカミのオシッコ(商品名「ウルフピス」)の広告は1回だけだったので、売れなかったのかもしれない。鹿や猪を捕まえる罠を仕掛ける研修場所としてお宅の山林に入りますというお手紙も来る。私は、東京弁護士会の会員であるが、S森林組合の組合員でもある。

代々林業を営んでいた父が亡くなったのは3年前である。子供達は家業を継がなかったが、相続手続きは行わなくてはならない。専門家に依頼する費用を節約するために、私は自分で行うことにした。

1 土地と立木の評価

50年前の祖父死亡時には、税務署がヘリコプターで山林調査を行ったと聞かされていたが、プロの林業家でない私が上空から山林を見下ろしても何も分からない。そこで、50年前にはなかった方法、つまりネットで山林の評価資料を集めることにした。土地についてエクセル表を作成し、「住所」、「地番」、「現況」、「現況地積」、「1㎡あたりの固定資産税評価額」、「地積をかけた固定資産税評価額」、「倍率(路線価が定められていない地域の評価方法)」、「保安林・貸地・地役権・分収林の控除率」を入れ、評価額を算出した。ちなみに、「保安林」というのは、一定の目的のために伐採や開発制限がかかる指定地を指す。相続対象地の多くも水源地として保安林指定されており、相続税評価の際に一定の減価を受ける。なお、外国人が水源地を買い集めているという噂があったが、今のところ我が家にはどこからもオファーはない。

2 土地上の樹木の価格評価

都道府県ごとに「森林の立木の標準価格表」が公表されており、F県では、樹木の種類(杉、ひのき、松、くぬぎ、雑木)と樹齢により、1ヘクタール(1万平方メートルのこと)の評価額が掲載されている。しかし、樹木の種類と樹齢はどうしたら分かるのだろうか。植林時の記録がなければ、山の中を歩き回ってめばしい樹木を切って、年輪を数えなくてはならないのだろうか。F県は熊出没地帯であり、ローカル新聞の一面の片隅には「最新の熊目撃情報」という欄が常置されている。幸いにして、F県庁「森づくり課」(そのような課が存在すること自体初めて知ったが)から森林の種類、樹齢、経営形態等様々なデータが記録された「森林簿」を入手し、それを参考に樹木のエクセル表を作成し、評価額を算出した。すべての財産の評価を算出して、相続税申告を行った。

3 森林組合

森林は間伐や林道の整備など長期的かつ継続的な作業が必要であり、地域の森林組合がそのための補助金の申請や整備を受託している。相続による組合員の地位の承継届出を行ったことから、冒頭で述べた組合報が私の元に届く。「チェーンソーの無料点検会開催」や、「形がエリンギに似た美味しいカンタケ栽培販売会」には若干興味があるが、まだ参加していない。



材木市場